

学位論文の公表方法の変更について

博士後期課程学生各位
論文博士申請者 各位

九州工業大学

学位規則（昭和28年文部省令第9号）が改正され、平成25年4月1日以降に本学で博士の学位を授与された者は、本学学位規則第20条の規定に基づき、当該博士の学位を授与された日から1年以内に論文の全文または内容の要約を本学の機関リポジトリに登録し、インターネットを利用にして公表することとなりました。

改正のポイントは、次のとおりです。

- 公表方法： インターネットでの公表（九州工業大学の機関リポジトリに掲載）
- 提出方法： 冊子体での提出に変えて電子ファイルでの提出

また、以下のような「やむを得ない事由」がある場合は、教授会の承認を得て、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表すること。

※ インターネットで公表することから、権利関係の確認については一層ご留意ください。

【やむを得ない事由】

1. 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
2. 博士論文が、著作権や個人情報に係る制約の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
3. 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合
4. 博士論文が、企業等との共同・受託研究において、博士論文に本学が守秘義務を負う内容が含まれる場合（博士論文の公表について企業等の同意がある場合を除く）

なお、「やむを得ない事由」が無くなった場合、当該博士論文の全文を本学の機関リポジトリで公表する必要があります。

公表に当たっては、下記を参考に、**論文を作成する方自身が、博士論文に関する権利関係（出版社等の著作権ポリシーを含む。）を事前に確認してください。**

記

（1）著作権関係

- ・学位論文中に他者の著作物が含まれる場合、事前にその権利者から許諾を得てください。
- ・学位論文掲載についての許諾とは別にインターネットの利用による公表（本学機関リポジトリ及び国立国会図書館）のための複製権・公衆送信権についても、事前に権利者から許諾（出版社等への確認を含む。）を得てください。

（2）著作権ポリシー概要の確認サイト

以下のサイトに出版社や学協会の著作権ポリシー概要があります。

- 1) SCPJ（国内学協会著作権ポリシーデータベース） <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp>
日本国内の学協会の機関リポジトリに対する論文掲載許諾状況をまとめたページです。
- 2) SHERPA/RoMEO（海外） <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>
海外出版社のセルフアーカイブ許諾の方針をまとめたページです。
- 3) NIIの電子図書館のページ http://www.nii.ac.jp/nels_soc/archive/list/
学術機関リポジトリへの本文コンテンツ複製収録の可否が確認できるページです。

- ※・学術雑誌投稿（予定）論文を含む場合、登録の可否は投稿先の著作権ポリシーによります。
- ・上記のサイトで著作権ポリシーの概要が確認できますが、刊行元（出版社・学協会）サイトの記述とは異なることもあるため、必ず刊行元サイトで著作権などの内容を確認してください。

(3) 特許関係

特許出願を予定している内容を含む場合、機関リポジトリで公開すると、新規性を喪失するため、特許出願ができなくなります。

なお、特許出願前に公開した場合でも、公開から6か月以内であれば、新規性喪失の例外措置の手続きを取ることで、特許出願できる制度があります。詳しくは、公開前に産学連携推進センター知的財産部門（内線 戸畑 3499）にご相談ください。

参 考

(1) 本学学位規則

- 第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学府長等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、九州工業大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(2) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）

- 第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項に規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。（※）

※ 文部科学省から、「インターネットの利用」による公表の具体的方法として、大学の機関リポジトリによる公表を原則とするよう通知がなされています。

◆学位全般に関すること

学務課教育支援係 内 線：3049（戸畑キャンパス）

◆リポジトリに関すること

附属図書館リポジトリ担当 内 線：3073（戸畑キャンパス）

E-mail：kyutacar @jimu. kyutech. ac. jp

リポジトリインフォメーションHP

<http://www.lib.kyutech.ac.jp/kyutacar/>